

新（平成25年11月12日農林水産省告示第2770号）		旧	
<p>（かつお削りぶし、さば削りぶし、まぐろ削りぶし及びいわし削りぶしの規格）</p> <p>第3条 かつお削りぶし、さば削りぶし、まぐろ削りぶし及びいわし削りぶしの規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（かつお削りぶし、さば削りぶし、まぐろ削りぶし及びいわし削りぶしの規格）</p> <p>第3条 かつお削りぶし、さば削りぶし、まぐろ削りぶし及びいわし削りぶしの規格は次のとおりとする。</p>	
区 分	基 準	区 分	基 準
（略）	（略）	（略）	（略）
水 分	9%以上17%以下であること。ただし、気密性のある容器に入れ、かつ、不活性ガスを <u>充填したもの</u> にあつては、21%以下であること。	水 分	9%以上17%以下であること。ただし、気密性のある容器に入れ、かつ、不活性ガスを <u>充てんしたもの</u> （以下「パック品」という。）にあつては、21%以下であること。
（略）	（略）	（略）	（略）
原 材 料	（略）	原 材 料	（略）
（略）	（略）	容 器	<p>状 態</p> <p>1 外観が良好であること。 2 密封部にフィルムのはだがないこと。 3 密封部に内容物のかみ込みがないこと。</p> <p>密封部の強度（パック品に限る。）</p> <p>第6条に規定する密封部の強度の測定において、2.0kg以上であること。</p>
（略）	（略）	異 物	混入していないこと。
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（かつおかれぶし削りぶし及びさばかれぶし削りぶしの規格）</p> <p>第4条 かつおかれぶし削りぶし及びさばかれぶし削りぶしの規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（かつおかれぶし削りぶし及びさばかれぶし削りぶしの規格）</p> <p>第4条 かつおかれぶし削りぶし及びさばかれぶし削りぶしの規格は、次のとおりとする。</p>	
区 分	基 準	区 分	基 準
（略）	（略）	（略）	（略）
原 材 料	（略）	原 材 料	（略）
（略）	（略）	容 器	前条の規格の容器と同じ。
（略）	（略）	異 物	混入していないこと。
（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（混合削りぶしの規格）</p> <p>第5条 混合削りぶしの規格は、次のとおりとする。</p>		<p>（混合削りぶしの規格）</p> <p>第5条 混合削りぶしの規格は、次のとおりとする。</p>	
区 分	基 準	区 分	基 準
（略）	（略）	（略）	（略）
原 材 料	（略）	原 材 料	（略）
（略）	（略）	容 器	第3条の規格の容器と同じ。

(略)	(略)
-----	-----

(測定方法)

第6条 第3条から前条までの規格における水分、エキス分及び粉末含有率の測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
水 分	<p>1 試料の調製 試料を粉砕器等で粉砕し、日本工業規格Z 8801-1 (2006) (以下「JIS Z 8801-1」という。)に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通過したものを試験試料とする。</p> <p>2 測定</p> <p>(1) アルミニウム製ひょう量皿 (下径直径50mm以上、高さ25mm以上のもので蓋を持つもの。以下「ひょう量皿」という。)を用いる場合</p> <p>ア あらかじめ100℃に設定した定温乾燥器 (100℃に設定した場合の温度調節精度が± 2℃であるもの。以下「乾燥器」という。)に蓋を開けた状態のひょう量皿を入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が100℃であることを確認した後、1時間加熱する。乾燥器内でひょう量皿に蓋をし、デシケーター (日本工業規格R 3503 (2007) (以下「JIS R 3503」という。)に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。以下同じ。)に移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。この操作を繰り返し、恒量を求める。</p> <p>イ 試験試料約2gを恒量を求めたひょう量皿に量りとり、重量を0.1mgの桁まで測定する。</p> <p>ウ 試験試料を入れたひょう量皿の蓋を開け、蓋とともにあらかじめ100℃に設定した乾燥器に入れ、乾燥器の表示温度で庫内温度が100℃であることを確認した後、5時間加熱する。</p> <p>エ 乾燥器内でひょう量皿の蓋をし、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁まで測定する。</p> <p>(2) アルミニウム箔カップ (直径約15cmの円形に切り取ったアルミニウム箔をJIS R 3503に規定する100ml容ビーカーでカップ型に成形したもの又は下径直径50mm以上のもので、上部を折り曲げて密閉が可能な大きさのもの)を用いる場合</p> <p>ア アルミニウム箔カップの重量を0.1mgの桁まで測定する。</p> <p>イ 試験試料約2gをアルミニウム箔カップに量りとり、重量を0.1mgの桁まで測定する。</p> <p>ウ あらかじめ100℃に設定した乾燥器に入れ、表示温度で庫内温度が100℃であることを確認した後、5時間加熱する。</p> <p>エ 乾燥器内でアルミニウム箔カップの上部を折り曲げて密閉し、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに重量を0.1mgの桁</p>

異 物	混入していないこと。
(略)	(略)

(測定方法)

第6条 第3条から前条までの規格における水分、エキス分、粉末含有率及び密封部の強度の測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
水 分	<p>日本工業規格Z8801-1 (2006) (以下「JISZ8801-1」という。)に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通るまで粉砕した試料約2gを量りとり、100℃で5時間乾燥した後、ひょう量し、乾燥前の重量と乾燥後の重量との差の試料重量に対する百分比を水分とする。</p>

	<p>まで測定する。</p> <p>3 計算</p> $\text{水分 (\%)} = \frac{W_1 - (W_2 - W_0)}{W_1} \times 100$ <p>W_0 : 乾燥容器の重量 (g)</p> <p>W_1 : 乾燥前の試験試料の重量 (g)</p> <p>W_2 : 乾燥後の試験試料と乾燥容器の重量 (g)</p>	
エキス分	<p>1 試料溶液の調製</p> <p>JIS Z 8801-1に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通るまで粉砕した試料5gを0.01gの単位まで500ml容の三角フラスコに量りとり、そこに水245gを0.01gの単位まで量りとりとつて加え、冷却管を付して加熱し、時々振り混ぜながら沸騰を20分間続ける。加熱終了後、沸騰が収まったら残さとともに内容物をろ紙(日本工業規格P 3801 (1995)に規定する5種Bに該当するもの。3において同じ。)を用いてろ過し、冷却して試料溶液とする。</p> <p>2 固形物重量</p> <p>析出物がある場合はよく振り混ぜて均質とした試料溶液50gを蒸発皿に0.01gの単位まで量りとり、水浴上で加熱して蒸発乾固させる。蒸発皿を98\pm2$^{\circ}$Cの定温乾燥器中で正確に1時間乾燥し、デシケーター(JIS R 3503に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの)中に1時間放冷後、0.01gの単位まで重量を測定して乾燥後の固形物重量とする。</p> <p>3 食塩分</p> <p>試料溶液50gを0.01gの単位まで100mlの全量フラスコに量りとり、これに15%フェロシアン化カリウム溶液2mlを加え、十分に混合した後、23%酢酸亜鉛溶液2mlを加え、水で定容した後、再度十分に混合し、約30分間静置した後、ろ紙でろ過する。このろ液について、次により滴定を行う。</p> <p>(1) モール法による場合</p> <p>ろ液を全量ピペットで20ml取り、指示薬として2%クロム酸カリウム溶液1mlを加え、ビュレットを用いて0.05mol/L硝酸銀溶液で滴定する。また、空試験には水を用い、同様に滴定する。</p> <p>(2) 電位差滴定法による場合</p> <p>ろ液を全量ピペットで20ml取り、電位差滴定装置を用いて0.05mol/L硝酸銀溶液で滴定する。</p> <p>4 計算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食塩分</p> $\text{食塩分 (\%)} = \frac{0.002922 \times (T - B) \times F \times 5}{L_2} \times 100 \times \frac{S + D}{S}$ <p>0.002922 : 0.05mol/L硝酸銀標準溶液1mlに相当する食塩の重量 (g)</p> <p>T : 0.05mol/L硝酸銀標準溶液の滴定値 (ml)</p> <p>B (略)</p>	<p>エキス分</p> <p>1 試料溶液の調製</p> <p>JISZ8801-1に規定する目開き850μmの試験用ふるいを通るまで粉砕した試料5gを0.01gの単位まで500ml容の三角フラスコに量りとり、そこに水245gを0.01gの単位まで量りとりとつて加え、冷却管を付して加熱し、時々振り混ぜながら沸騰を20分間続ける。加熱終了後、沸騰が収まったら残さとともに内容物をろ紙5種Bを用いてろ過し、冷却して試料溶液とする。</p> <p>2 固形物重量</p> <p>析出物がある場合はよく振り混ぜて均質とした試料溶液50gを蒸発皿に0.01gの単位まで量りとり、水浴上で加熱して蒸発乾固させる。蒸発皿を98\pm2$^{\circ}$Cの恒温乾燥器中で正確に1時間乾燥し、デシケータ中に1時間放冷後、0.01gの単位まで重量を測定して乾燥後の固形物重量とする。</p> <p>3 食塩分</p> <p>試料溶液50gを0.01gの単位まで100mlの全量フラスコに量りとり、これに15%フェロシアン化カリウム溶液2mlを加え、十分に混合した後、23%酢酸亜鉛溶液2mlを加え、水で定容した後、再度十分に混合し、約30分間静置した後、ろ紙5種Bでろ過する。このろ液について、次により滴定を行う。</p> <p>(1) モール法による場合</p> <p>ろ液を全量ピペットで20ml取り、指示薬として2%クロム酸カリウム溶液1mlを加え、ビュレットを用いて0.05mol/L硝酸銀溶液で滴定する。また、空試験には水を用い、同様に滴定する。</p> <p>(2) 電位差滴定法による場合</p> <p>ろ液を全量ピペットで20ml取り、電位差滴定装置を用いて0.05mol/L硝酸銀溶液で滴定する。</p> <p>4 計算</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食塩分</p> $\text{食塩分 (\%)} = \frac{0.002922 \times (T - B) \times F \times 5}{L_2} \times 100 \times \frac{S + D}{S}$ <p>0.002922 : 0.05mol/L硝酸銀標準溶液1mlに相当する食塩の重量 (g)</p> <p>T : 0.05mol/L硝酸銀標準溶液の滴定値 (ml)</p> <p>B (略)</p>

	<p>F : 0.05mol/L 硝酸銀標準溶液のファクター L₂~D (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>注1 : 試験に用いる水は、<u>日本工業規格K 0557 (1998) に規定するA 2 又は同等以上のものとする。</u></p> <p>注2 : 試験に用いる試薬は、<u>日本工業規格の特級等の規格に適合するものとする。</u></p> <p>注3 : 試験に用いる<u>ガラス製体積計は、日本工業規格R 3505 (1994) に規定するクラスA 又は同等以上のものとする。</u></p> <p>注4 (略)</p>		<p>F : 0.05mol/L 硝酸銀標準溶液の力価 L₂~D (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>注1 : 試験に用いる水は、<u>蒸留法若しくはイオン交換法によつて精製した水又は逆浸透法、蒸留法、イオン交換法などを組み合わせた方法によつて精製した水とする。</u></p> <p>注2 : 試験に用いる試薬及び紙は、<u>JISの特級、化学分析用などの規格に適合するものとする。</u></p> <p>注3 : 試験に用いる<u>全量ピペット、全量フラスコ及びビュレットは、JISR3505 に規定するクラスA 又は同等以上のものを使用する。</u></p> <p>注4 (略)</p>
粉末含有率	<p>全試料 (内容量が30 g 以下のものにあつては約30 g になるまでの重量) を <u>JIS Z 8801-1</u> に規定する目開き850 μm の試験用ふるいを通過したものの重量の試料重量に対する百分比を粉末含有率とする。</p>	粉末含有率	<p>全試料 (内容量が30 g 以下のものにあつては約30 g になるまでの重量) を <u>JIS Z 8801-1</u> に規定する目開き850 μm の試験用ふるいを通過したものの重量の試料重量に対する百分比を粉末含有率とする。</p> <p><u>密封部の強度</u></p> <p>容器の密封箇所を図のように切り取つて開き、その開いた両端を、<u>300±20mm</u> / 分の速度で引っ張り、密封部がはく離するまでの最大荷重を測定し、その値をキログラムで表わしたものを密封部の強度とする。</p> 